

答 申 第 130 号
令和 4 年 2 月 8 日

兵庫県公安委員会
委員長 大 内 ますみ 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 9 月 3 日付け兵公委発第 647 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

先日、甲子園警察、地域課長吉田警部より、上記携帯電話に架電あり。「なぜこの番号が分かったのかの問いに」「1週間ほど前に、県警宛苦情メールにて記載があった」とのこと。わたしは、記載した覚えが無いし、電話するときには、あたまたに 184 非通知です。令和 3 年 4 月 1 日～同年 6 月 19 日までの私が送信した苦情メールの控えを頂きたい。よろしくお願ひします。

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が公文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和3年6月28日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 対象公文書

本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、審査請求人が送信したとされる「令和3年4月1日～同年6月19日までの私が送信した苦情メールの控え」である。

3 実施機関の決定

令和3年6月30日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和3年7月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和3年9月3日、兵庫県公安委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

- 1 本件審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、公開を求める。
- 2 本件審査請求の理由
私個人の電話番号であり、個人情報に当たらない。
- 3 反論書
 - (1) 弁明書の2(2)に記載されている条例第6条第1号に該当の条文が不明である。
 - (2) 条例第9条の規定及び第10条第2項の規定が不明であり、きめ細かく分かりやすく説明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

- 1 本件の経過
実施機関は、本件公開請求の内容から、個人情報の保護に関する条例に基づく自己を本人とする個人情報の開示請求であることが分かる内容であったことから、審査請求人に対し、公文書の公開請求と個人情報の開示請求の違いや手続きについて説明を行ったが、審査請求人は本件公開請求を取り下げる意思を示さなかった。
- 2 本件処分の理由
実施機関は、本件対象公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、本件処分を行った。
- 3 条例第9条の該当性
条例第9条の趣旨は、公文書の公開請求に対して、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できる場合があることを明らかにしたものである。
本件公開請求は、「令和3年4月1日～同年6月19日までの私が送信した苦情メールの控えを頂きたい。」との内容であり、審査請求人自身の個人情報に対しての公開請求であることは明らかであるため、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。同号における個人情報は、公開請求者のいかににかかわらず一律に適用

されることが前提であり、たとえ個人情報の本人からの公開請求であっても、公開することはできない。

本件公開請求について、本件対象公文書の存在又は不存在を明らかにして決定をした場合、審査請求人が兵庫県警察ホームページのメールフォームを介して苦情を申し出たか否かが判明することとなるため、条例第9条の「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当する。

よって、その存否を答えるだけで、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、当該文書の存否を明らかにせずに、条例第9条の規定に基づき本件公開請求を拒否したものである。

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は「私個人の電話番号であり、個人情報に当たらない。」旨を主張し、公開を求めているが、存否応答拒否による非公開と決定したのは、「特定個人の電話番号が個人情報に該当するか否か」を起点にしたものではなく、「特定個人が兵庫県警察ホームページのメールフォームを介して苦情の申出をしたか否かの行為そのもの」が個人情報に該当すると判断したためである。

5 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について

本件公開請求は、審査請求人である特定の個人が実施機関に対して送信した苦

情メールの公開を求めるものであるため、本件対象公文書の存否を答えることは、審査請求人である特定の個人が実施機関に対して苦情メールを送信したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

条例の定める公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、審査請求人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。

したがって、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年9月3日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、審査請求人の反論書を受領
令和3年12月23日 第2部会（第93回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和4年2月4日 第2部会（第94回）	・ 審議
令和4年2月8日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男